

会 議 録

会議名 (審議会等名)	相模原市人権施策審議会 (第 8 回)		
事務局 (担当課)	人権・男女共同参画課 電話 042-769-8205 (直通)		
開催日時	令和 4 年 9 月 2 4 日 (土) 午後 3 時～午後 5 時 4 0 分		
開催方法	Web会議		
傍聴会場	相模原市民会館 3 階 第 1 大会議室		
出席者	委員	8 人 (別紙のとおり)	
	その他		
	事務局	5 人 (人権・女性活躍担当部長、人権・男女共同参画課長、他 3 名)	
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	2 3 人 (ほか報道機関 7 人)
公開不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	1 議 題 (仮称) 相模原市人権尊重のまちづくり条例に規定すべき内容について 2 その他		

審 議 経 過

1 (仮称)相模原市人権尊重のまちづくり条例に規定すべき内容について

(1) 答申(案)について(10)

(矢嶋会長)資料別紙の②についてご意見をいただきたい。

(工藤委員)私は上記の考えでよいと思う。後は、金子委員と辻委員の意見を伺いたい。

(矢嶋会長)資料別紙の②にあるが、資料の20ページ～21ページの10(6)イの項目に関して、21ページの右欄の4行目「侮辱・排除・犯罪扇動」の内容は、今のところ具体的に示されていないが、いわゆるヘイトスピーチ解消法又は東京弁護士会人種差別撤廃モデル条例案の内容と同じ内容と考えてよいかということに関して、工藤委員からは同じと考えてよいという意見であったが、金子委員と辻委員の意見を確認したい。

(金子委員)私は、同じ内容と考えてよいかと思う。

(辻委員)この点、前の審議会と同じようなお話でたぶんコンセンサスに至っていたはずだが、その点を踏まえた上で、まず一つ、おそらく前回の審議会の時点後に侮辱罪についての改正があったかと思う。その点、この審議会での議論でコンセンサスに至るべきかというのがもう一つ。あとは犯罪の扇動については、通常の刑法の解釈に基づけば、それで足りると思うので、例えば、教唆、あるいは扇動というところは同じように解釈すれば問題ないと思うので、あえて新しく追加する必要はない。

(矢嶋会長)今の辻委員のご発言は、犯罪扇動についてはこのままで構わないということだが、侮辱については侮辱罪の改正を踏まえて、このまま入れ込んで構わないのか、そうではないのかについていかがか。

(辻委員)侮辱罪については法定刑が引き上げられたことで教唆犯とか、幫助犯の処罰が可能になったので、この点については、この審議会ではコンセンサスに至っていないが、審議会の結論に従いたいと思うので、私からは提案はない。

(矢嶋会長)侮辱に関しては、今の辻委員のご発言を踏まえていかがか。工藤委員、金子委員この発言を踏まえて、このままでよろしいということによいか。

(工藤委員)侮辱罪が変更になったので、こういった認識を踏まえて、ということであれば、それ前提でこの表現はよいと思う。

(矢嶋会長)金子委員も同様の考え方でよいか。

(金子委員)構わない。

(岩永委員)私も異議はない。

(矢嶋会長)ほかの委員の皆様もそれでよいか。それでは②については全員一致でこのままでいくということにしたい。資料別紙③について、ご意見いただきたい。特に事務局からの疑問点として、信条も対応してよいものと考えてよいのかということと、ヒアリングの際にあった、障害者差別、性差別での差別的言動は性質が異なるのでヘイトスピーチ解消法と同じとすべきではないとの発言があったが、その点に関してどのように考えるべきなのかということだが、いかがか。

(辻委員)これについても信条については、この前の審議会で見解申し上げたところだが、信条(内心)に踏み込むことについて条例は想定しておらず、信条に基づいた外部的な行動に対して条例は規制するところで申し上げたので繰り返しになるかと思う。

(工藤委員)前回もこれ取り上げているので、辻委員のおっしゃったとおりだと思う。

(金子委員) 辻委員に賛同する。

(矢嶋会長) 委員の方からは同様の発言が相次いだ、事務局の方で何かあるか。

(事務局) ここで書かせていただいたとおり、ヒアリングの時には障害者差別や性差別というところでは性質が違うというところで意見をいただいたので確認したものだが、要はこの類型の中身として、同じ内容を適用していくということによりよいということも確認したいという内容である。この条文を使っていくということでは問題はないという考え方で確認した。

(矢嶋会長) 確認が取れたということでこの③についても終了したいと思う。続いて④だが、表現内容の規制や刑罰を検討するにあたっては、明確性の理論から規制内容の明確性が求められるところ資料の21ページ右欄の6行目の著しい差別的言動及び悪質な犯罪扇動に該当するであろう内容は明確性の理論に照らすとガイドライン等に示していくことが必要と考えられるが、著しい差別的言動及び悪質な犯罪扇動に該当するであろう具体例を確認したいということだがこの件に関してはいかがか。

(辻委員) この件についても以前のところで話をしたと思うが、まず一つ目は刑事上の教唆に当たるようなもの、犯罪を実行する意思がないにも関わらず、教唆によって犯罪を実行する意思を出すようなもの、あるいはその発言によって他者の身体や生命に具体的な害悪が発生すると考えられるような場合、その辺りが確か出てきたところかと思うが、これは例ではなくて一般的な法理の適用という場面になるので具体例を挙げるのは難しいというところで以前、話があったかと思う。

(矢嶋会長) 具体例というのが難しいということだが。

(辻委員) あとは審議会で実際に挙げたカナダの例があるので、それを参考にするとよいかと思う。

(矢嶋会長) さらに確認すべき点、以前挙げたカナダの例を参照してはどうか、ということであるが、事務局いかがか。

(事務局) 答申(案)の資料の21ページ、(ア)の一段目に「不当な差別的言動」というところがある。そして、二段目に「不当な差別的言動に関する著しい差別的言動及び悪質な犯罪扇動」という部分があるが、その「著しい」とか「悪質な」という部分の差についてご意見をいただきたい。

(矢嶋会長) 今、辻委員から具体的な例を示すのは難しいということではカナダの例を参照してはどうかという発言があったが、それでよろしいか。それともさらに確認したい点はあるか。

(金子委員) 川崎市が行政刑罰を科すような差別的言動をかなり絞っている。その川崎市の例などの表記が一つのモデルになると思う。手元に川崎市の資料がすぐ出てこないが、動物に例えるとかそういったことが、差別的言動の中でも特に限定された悪質なものと、それに対しては行政刑罰も科するという二段構造になっていたかと思うので、そのような明示の仕方が一つのモデルになると思うが、いかがか。

(矢嶋会長) 川崎市条例の第12条の規定が確かに、「人以外のものに例えるなど、著しく侮辱するもの」等の具体的な例が示されているのでこういったものを参照してはいかがか。

(工藤委員) 事務局の趣旨は、不当な差別的言動と著しい差別的言動の例を具体的に示してほしいということか。著しい差別的言動をかなり具体的に言うと、様々な事件があった。京

都の朝鮮学校襲撃事件、最近はウトロの放火事件。これは裁判で確定したが。津久井やまゆり園事件等具体例を挙げればきりが無い。その辺は一つ一つ具体的な事件が起きたときにこれを考えるべきと考えるが、いかがか。

(金子委員) 先ほどの事務局の別紙にあるとおり、明確性の理論に照らし合わせたときに、どのようなものが著しい差別的言動に当たるのかという明確な判断基準がないと憲法上問題になるのではないかと指摘かと思うが、事務局が懸念されているのはその点かと思うので、ここはやはりそのとおりだと思う。ケースバイケースというわけにもいかないと思うので、そこは、今後詰めていかなければいけないのだが、繰り返しになるが、川崎市条例のようなものを一つモデルにしながら、そこはまた今後少し詰めていく必要があると思うが、今ここでそれを始めるのか。ただそれは、条文(案)のところだと思う。我々が作る答申(案)でそこまでを作るのか。明確にこれとこれというふうにするという、その条例の要綱(案)のようなものをこの審議会に求められていないと思うので、川崎市の条例などを一つのモデルとして明確な基準を示していく程度で答申とし、あとは立法技術の話になってくるかと思う。もちろん少し明確に、この審議会の答申に盛り込むべきと委員で一致するならば少しそこは踏みとどまって検討していく必要があるとは思っている。答申にどこまで書くかに関わってくるかと思う。

(辻委員) 金子委員と同じ軸だが、例えば他者の身体、生命に害悪を告知するとか、あるいは違法な犯罪行為を実行する意思がないにもかかわらず、その意思を起こさせるような行為だとか、あるいはその発言によって他者の生命、身体に危害が及ぶ、つまり、対立するグループが衝突するというふうにしておけば、通常の刑法や最高裁の判例の理解に基づいた解釈なので、条文にわざわざ書きこむ必要はないし、そういったものが著しい規制対象だということでは話をしてのではないかと思う。立法技術と金子委員はおっしゃられたが、前にその辺りも書き込むかどうかというところで議論したと思うが、もう一回立法技術かという、ここはこう決着したと理解していた。

(金子委員) 今、辻委員がおっしゃったとおりだと思う。同じことが川崎市条例には書いてあるので、それでよいのではないかということだと思う。

(矢嶋会長) 事務局、今の金子委員の提案だと川崎市条例を参照しながら、具体例を必ずしも書き込むものではないということだが、よろしいか。

(金子委員) 具体例についても、川崎市のことばかり言ってもあれだが、川崎市の条例の解釈指針の中に具体例が載っているもので、当然川崎市の条例を参考にするのであれば、川崎市条例の指針が参考の一つになってくると思う。

(矢嶋会長) 東京弁護士会人種差別撤廃モデル条例案も具体例がコンメンタール等で載っていたかと記憶しているが、そういったものを参考にしながら。

(金子委員) 東京弁護士会人種差別撤廃モデル条例案は、行政刑罰を含んでいないので、若干緩やかなものとなっている。

(事務局) 川崎市の条例の話があるが、今回の本市の答申(案)の21ページだが、二段階型、一段階型のいずれにしても、例えば二段階型で言うと、一段目について侮辱、排除、犯罪扇動について公表するとして上段で、二段目で、その中でも著しい差別的言動及び悪質な犯罪扇動について記載されており、一部の侮辱、排除、犯罪扇動の中でさらに著しいものについてどうするかという書き方になっている。それは(イ)一段階型でも一緒に、

不当な差別的言動について公表するとしたうえで、そのうち、著しい差別的言動及び悪質な犯罪扇動については秩序罰を科すとなっている。ただ、川崎市は、不当な差別的言動については、そういった二段になっておらず、不当な差別的言動について、勧告、命令後、それでも駄目であれば行政刑罰を科すとなっており、若干仕組みが違うと思う。事務局として、一段目と二段目と「著しい」の付く、付かない、でどのように違ってくるのか疑問があり、そういったところでご意見いただければありがたい。こちらの方で確認させていただければと質問させていただいた次第である。

(工藤委員) 金子委員と辻委員の発言には賛同するので、進めてもらいたい。

(岩永委員) 私も、金子委員と辻委員の意見に賛同する。

(金委員) 先ほど辻委員が話したことが分かりやすかったので、そのとおりでよかったと思う。

(金子委員) 先ほど事務局の懸念の二段目と一段目の区別をどこでつけるかというところだが、一段目については、公表にとどまっているから、不当なという部分、つまり合理的な理由がない差別的な意思を持ったそのような発言が広く該当し、二段目のところは、その中でも特に、例えば、差別的な言動であれば先ほどのように人以外のものに例えるといった程度が非常に悪質なもので、それから犯罪扇動については辻委員がおっしゃったような単なる犯罪を煽り立てるようなものを、教唆するものではなく、明確にその意思を生じ、惹起せしめるような明白かつ危険があるというようなものというふうに区別していることが法技術的には十分可能かと思うが、辻委員いかがか。

(辻委員) おっしゃるとおりかと思う。もし刑事罰を用意するのであれば今のような絞り込みが必要だが、まだその点については審議会としては確固として統一した見解に立っていないので、金子委員の提案はそのとおるかと思う。

(矢嶋会長) 今の金子委員の発言に関して、辻委員から賛同の意思が示されたが、他の委員の方はいかがか。又は事務局いかがか。

(辻委員) 事務局のために説明すると、条例の文言に明確性が要求されるといった場合の表現の自由の憲法上の問題というのは、あくまでも刑事制裁が用意されている場合に、その条例の文言が、規制対象の相手に対する予見可能性と法の一般性を確保するために明確性が用意されている。事務局と金子委員がおっしゃるように、もし刑事制裁まで用意するのであれば、明確性の原則が厳しく要求される。刑事制裁の前の段階だと、明確性の原則は、例えば公表には要求されない。おそらく事務局が確認したい「著しい」ところは、その中でも特に他者の権利を侵害する刑事上の犯罪に該当するようなものだから、あえて書き込む必要はないだろうし、ガイドラインに書いてもよいのでは。その辺りは立法技術であるということを経験した金子委員はおっしゃられたと思う。

(竹村委員) 公表する前には、勧告や命令があり、その中で、公表はするが、そのうち、著しい差別的言動や悪質な犯罪扇動について、こういう刑事罰を科すというような形か。著しいというのは非常に抽象的な言葉であるが、段階を踏み、一つはこういう段階けれども、それでも駄目だというような形の中で、事務局が心配しているのは、著しいという言葉は分かりかねるので、これをどこで判断するのかということだと思ったのだがどうか。

(矢嶋会長) 事務局、今の辻委員と竹村委員の発言を受けていかがか。

(事務局) 川崎市の例の話をする、例えば、人以外のものに例えるなど、著しく侮辱する発

言があった中で、それを一つのものとして勧告だったり、命令だったり、最終的には罰則だったりというふうに手続が進んでいくものと捉えている。今、答申（案）にある内容については、不当な差別的言動があって、なおかつその中でより著しいものについては罰則というふうに表現がされている。そうすると、川崎市条例でいう著しく侮辱するものというのは一つの手続でずっと進んでいくが、不当な差別的言動の中で著しい差別的言動というふうになってきたときには、どこで著しいに切り替わるのかというところで、線というか基準というか、差の部分をもどのように考えるのか、というところの意見をいただきましたかった。その著しいという部分については、川崎市が罰則をつけるというところは、著しく侮辱するもの、ガイドラインにも、人以外に例えることということで具体的には示されていて、著しく侮辱するものというのは、こういうものであるというところは出ている。なので、著しいものに該当するのは、例えば川崎市の例では、こういうものであると例としてあるが、そうすると、著しくまで行かないものというものがどのようなものかというところの差だと思っている。先ほど辻委員からご意見いただいたのは、著しくなったときには、より明確な部分が必要であるから、川崎市のように明確にこういったものというのをガイドラインなりで示しておくことが必要なのだということについてご意見をいただいたのかなと受け止めている。

（金子委員）著しくの部分だけある程度のハードルを設けておけば、それ以外のものはそれ以外のもの全てということになるので、これというふうにイメージをする必要はないというか、してしまうとなぜそんな必要があるのかというふうになるので、あくまでも一般的抽象的なものとして不当な差別的言動とかというものがあって、この中でももう少し明確に、特にこれはより強い規制に服するというふうに、「特に」の部分だけにある程度のハードルを設けておけばよいのであって、先ほど辻委員がおっしゃったように、特に設けるハードルとしては、先ほどの内容でよいのではというのが、私なり辻委員が言っていることなのかなというふうに思うのだが、それでは足りないという、その一般的な不当な差別的言動についても何がそれに当たるのかということの基準が必要だということが、事務局の考えか。重ねて言うならば、それを明示する、明示しなければいけないとなると日本の法体系でそこまで不当なとかはいちいち明示していないし、今、他自治体にある障害者差別禁止条例の中でも不当な差別的行為ということで治まっている。何がそこに入るのかという基準は特に示していないので、それを示す必要がそもそもないと思う。「著しい」の部分だけある程度の基準を作っておけばよいのではないか。

（辻委員）あと私から申し上げるのであれば、今の法律以外にも、今、金子委員がおっしゃった以外にも、もちろん判例の中で、侮辱罪とこの審議会で話しているが、何が侮辱罪に該当するのかの判例というものが出ているので、それを参考にされるとよろしいのではないか。今少し見つけたものが、法務省で令和3年9月22日に開催された侮辱罪の法定刑関係の部会の中で、侮辱罪の事例集、今、金子委員がおっしゃったところのままのところ例として30個出ているので、そういったものが参考になるかと思う。それら全てを例に書くことができないと金子委員のおっしゃっていた答えがまさにそのとおりに思う。

（事務局）具体的な法務省の事例もいただいたので、確認させていただく。追加で確認だが、資料の21ページになるが、一段階型の中で人種、民族、国籍、障害を理由とする不当な

差別的言動について公表するとしている。ここで公表する対象のレベル感と川崎市の条例で示している勧告、命令をするという手続に入るといふレベル感は合っているという考え方でよろしいか。

(金子委員) 個人レベルの考え方になり、他の委員が同じ考えか分からないが、私の考えでは、川崎市は我々が言っているところの二段目であったり、あるいは特に著しいものの部分と一致していて、一段目の部分とかこの(イ)一段階型で言うならば前段部分については、より緩やか、基準が緩和されているというのが、私の理解である。あくまで個人的意見になるが、私はそういう理解をしている。

(辻委員) あとは、今おっしゃっている公表の中身というのとはどのようなことを書くのか。事務局どのような考えか。

(事務局) この著しいという部分で罰則を設けるといふところの内容になっているので、そこに至らないものというのが公表になってくる。

(辻委員) そこまでは理解している。公表の中身が特定の個人の社会的評価をもしかしたら誤って低下させてしまうことがあるかもしれないか。私自身は、おおむね公表については市民に対しての情報提供といふと考えているので、情報提供であれば特定の市民の社会的評価を低下することもないだろうといふふうに考えている。しかし、審議会の中では、間違えて公表してしまった結果、その人が不利益を被るかもしれないので、そういった場合については、勧告や命令という手続をとり、相手方に意見を聴こうといふことになった。したがって、今おっしゃっている公表の中身をどうするか、例えばこういったことがありましたといふ事実であれば、これは情報の提供といふことになるし、誰がどこでといふような形で、何かしら特定の個人の利益が侵害されたり、又は不利益を被ったりするような場合は、相手方に対する手続的な保障が必要になるだろう。今、質問した内容は、公表といふ場合の中身について、どの辺りを想定しているのかといふことである。

(事務局) 今までの審議会を通じては、その部分は情報提供、あと氏名を公表していくところが、ご意見としていただいている内容だと認識している。

(辻委員) これで疑問は氷解したか。

(事務局) 先ほどのカナダの例など、いただいた意見を整理して、考える。

(辻委員) 名前を公表するといふ段になると、市の方で失敗(間違い)があるかもしれない。なので、ここでは、審議会の議論の中では、人権委員会が、答申(条例)に権限を明記した上で調査を行って、相手方に告知して、公表の対象はあなたで間違いはないか、このような内容で、公表されるが異議はあるかといふような手続を踏んだ上で、その人権委員会が公表するといふ手続を取っている。もしこの公表が不利益だといふのであれば、相模原市の条例、行政手続条例に従い、あるいは、もし刑事制裁に進むのであれば、この条例の話になってくるが、今の議論の段階だとまだそういう話(刑事制裁)まで議論しているのではないと思う。議論の中では、氏名の公表は情報の提供なのだ。言い換えたのは、侮辱罪の法定刑が上がっており、事例を見ていただいたらわかるのだが、侮辱罪は刑事上の犯罪であり、(公共の利害に関する事柄として)名前が出る。侮辱罪で氏名、住所を公表しても問題ないといふことになる。侮辱罪の改正は大きなものなので、それこそ市が懸念しているようなところは、これだけ条例に手続保障を置いておけば、それほど心配なからうかと思う。あと、人権委員会が公表する場合の書き方であるが、特定の個人の名前を出し

て、発言の内容まで述べるのかによるので、そこまで（審議会の時間の関係上）ここで議論すべき必要があるのかと思うが。

（矢嶋会長）皆様からいただいた情報を整理いただくよう、願います。これで④に関しては、終わりということにさせていただきたい。続いて、資料別紙の⑤である。これまでの審議会中でも、「市内で起きている客観的事実に基づいた規制すべき差別的言動は何か」、「立法事実があるものを中心とする」という意見などがあつたが、規制に当たっては慎重に検討を進めるべきであるとの考え方であることは、共通認識と考えてよいのかどうかということに関して、皆様から改めてご意見伺いたいと思う。いかがか。

（金子委員）この質問の趣旨がよく分からないのだが、共通認識であると考えてよいかわわれれば共通認識ではないと思う。規制に非常に積極的な意見もこの審議会の中では出され、極めて慎重に考えるべきという意見も出され、その折衷案としての二つの案が出てきていて、かつ刑事規制、何らかの制裁措置をとることについては、凍結条項もあり得るといふような話になってきているのであって、ここで共通認識であると考えてよいかどうかということは、答申を書いていくに当たって、なぜここでそれを確認する必要があると事務局はお考えになるのか。答申にそういう慎重な意見、規制に当たっては、慎重に検討を進めるべきであるとか、審議会の共通認識であるといふふうには書き込んでよいかというご質問か。だとするならば、それは書き込むべきではないといふふうに、私は個人的に思う。

（工藤委員）僕も質問の意味が分からない。いろいろな立法事実があつて規制の対象とすることについての手続は慎重にやるべきだと思う。慎重なことは結論ではなく手続である。それは、川崎市条例や東京弁護士会人種差別撤廃モデル条例案も同様である。今、金子委員が言ったように、二～三年凍結案もかなり慎重な手続を踏まえて結論を出すということ、私はそういうことだと思う。そこであえて強調して、何か、さも上の2行と下の2行が対立するような形で記述されているのは、正確でないので、あえて書く必要はない。これは審議会の会議録等で記載されている内容であるし、それはそこを参照していただければよいと思う。

（竹村委員）私も金子委員と工藤委員に賛成する。

（金子委員）もう一点、前回の審議会の時に事務局の方で作っていただいたこのペーパーの中で、今までこういう審議をしてきて、有識者からこういう慎重な意見も出されといふようなことの経過をずっと書かれた部分に議論があつて、そこは特に必要ないだろうといふ意見で全面的に削除ということになったが、今回の今問題になっているこの別紙の⑤のところもそうだが、何か非常に審議会として慎重な意見があつたとか、いろいろな意見があつて、慎重な意見も有識者から出されたとか、何かそういうことを表に出すような記述がそこかしこに文書中に見えるのだが、そのような経緯があつたにせよ、審議会の結論として何を市長に提示するのかという、その結論部分が分かればよいと思う。結論としてこういう案を答申する。あとは市長にお任せする部分についてはお任せするといふふうに我々は言っている、言おうとしているわけなので、あまりそこで慎重な意見が多かったといふと、審議会はそう考えているのだなといふふうに、市長に予断を持たせる可能性がありそれはまたよくないと思う。あえて言うならば、慎重な意見もあつたし、積極的な意見もあつたし、というくらいか。あまり慎重な意見があつたといふことは、少しそこを匂わせる

ような記述が前回削除したところも含めて見えるので、少しその点事務局の方でご留意いただければというふうに思う。

(事務局) 今、金子委員がおっしゃった、前回の審議会で削除することとなった経過の中については、その前のタイミングで表記をさせていただいて入れていくところで資料として示させていただいたものなので、残してあったという経過である。今回のところで、立法事実というものを中心とすると決めていくに当たっては、そういった部分が必要になってくるというところでご意見をいただいていたので、今回も書かせていただいたのだが、前回の審議会の中でも慎重な意見と積極的な意見があったというところで、ご意見をいただいているので、ここの部分については、了解した。

(矢嶋会長) それでは⑥に進みたいと思う。関連の意見が出たと思うが、罰則の有無については、審議会でも意見が割れていて、一つにまとめられないことから、様々な案を示すが、罰則を付すか否かの決着は審議会ではつけずに、最終的には市長の判断に委ねるという共通認識でよいかという最後の⑥の事項について、ご意見を願います。

(金子委員) ⑥の部分について、若干、現段階での我々の一致した見解とは違うのかなというふうに思うのだが、罰則を付けるか否かの判断も任せるのではなく、罰則のレベルの判断と凍結をするかしないかの判断をお任せするのであって、例えば、市長が一切罰則は付けないと判断するという余地はとりあえず現段階ではないのかなというふうに思うのだが。私は罰則には反対してきたので、私がこういうことを言うのも何なのだが、ただそういう意見もありつつ、非常に強い罰則を必ず付けるべきという意見もあった中で、真ん中を取って秩序罰、一番弱い罰則を付けた上で、かつ、凍結も付ける最も弱い案から、行政刑罰をいきなり科すという強い案まであって、そこの中での判断を求めているだけであって、罰則を付すか否かの判断を決着せずにはなく、そこはもう決着を見ているのかなというふうに思う。

(工藤委員) ここは、資料の20ページから21ページに関連するような内容だが、経過については、また後で述べるが、結論から言うと、今、金子委員がおっしゃったとおり、市長が判断するのは対象範囲をどうするかということと、どのような罰則を付すのかということ、罰則を付すということについては、共通認識だったと思う。どういう罰則にするのかということで、二案がある。それから、二～三年程度考えるのかということについて、市長判断とするということの三点だったかと思う。まず一つは対象範囲をどうするか、それから二つ目は罰則の中身をどのように判断して規定していくのか、三点目は二～三年猶予するか、これについて市長が判断するということである。罰則の有無について市長が判断する、しないとかでない。審議会で罰則を付すことまでは議論が到達しており、その部分は事務局案と認識が違う。それから20ページの前文の部分等についても、認識が違うので、それは後で意見を述べるが、今までの審議会の議論の経過はきちんと認識してほしい。今までの経過を尊重してほしいと思う。

(矢嶋会長) 金委員からも賛同のご意見が出ている。

(大貫委員) 20ページの下から3行目のところで、凍結の方法というところがあり、規定を設けるが施行しないことが、21ページで罰則を併記して二～三年程度凍結するものもあり得るとなっているが、20ページの方で規定を設けず一定期間経過後に状況を見て判断するという意見も前にあった。この21ページだけで言うと、罰則は二つ設けて、最後に

適用は二～三年程度凍結することもあり得ると書いてあるので、罰則はもう条例の中に決め込んでしまう、私はそのように理解をしているのだが。

(工藤委員) 今、大貫委員が言ったとおり。罰則はきちんと決め込んでしまう。その二～三年にどうするかについてまた考える。市長判断ということである。

(大貫委員) 条例の中へも罰則は二つあると決めておいて、その判断というのは二～三年程度猶予することもあり得るとい、そういう理解でよろしいか。

(矢嶋会長) 凍結するかどうかの判断は、市長に委ねるとのことである。

(大貫委員) この案で答申するということか。

(矢嶋会長) そうである。

(金子委員) 私も今の確認でよいと思うが、そうすると20ページの下から3行目からの「凍結の方法(規定を設けるが)のこの「規定」というのは、罰則規定のことか。多分罰則規定のことだと思うが、罰則規定を設けるが、施行しない。それからその先の規定を設けず、一定期間経過後に状況を見て判断する。ここは、この「規定を設けず」の部分は誤解を招かないように削ったほうがよいかと思う。罰則規定は設けておいて、凍結をするのかしないのかだけを市長が判断するのであれば、罰則規定を設けずという選択肢はないので、この「規定を設けず一定期間経過後に状況を見て判断する」は削除するべきと思う。ただ、凍結の方法は、前にも私がいくつか申し上げたが、いくつかの方法があり得るので、そこはまたどういう方法の凍結をするのかは、そこは市長判断に委ねられると思う。それと、20ページの今読んだパラグラフの一番上のところなのだが、「上記のとおり」のところから、やはりここも非常に意見が割れていて、その結果として「やむを得ず」という言葉が入っていて「やむを得ず」この答申になったと書いてあるのだが、それは消極的すぎるかなと思う。もっと積極的に、意見をまとめるために我々としてはこの二案を作ったので、あえて仕方がないからこれにしたというのではなく、積極的にこの案にしたので、是非ご検討くださいということだと思う。決して、やむを得ず作ったわけではないというふうに、我々は、私は理解している。

(矢嶋会長) 20ページの文言の具体的な修正案もお示しいただいたのだが、まずは⑥確認事項に関しては、委員の皆様からすると、罰則を付すか否かの判断をせずに、というのは少し違うのではないかとということで、おそらく一致を見たと思うが、事務局この点についてはよろしいか。

(事務局) このように書かせていただいた内容としては、7月15日の審議会の時に凍結をするという部分の議論があり、その中で、凍結をすると書くことがどういった意味合いなのかというところの確認をさせていただいた時に、罰則自体を規定しておいて凍結をするのか、実際に三年後の状況を見て罰則を書いていくのか、そういったことは、どのような捉え方なのかというご質問を投げかけさせていただいた時に、凍結の仕方というのは、市長の判断だというご意見をいただいていたので、この凍結がどういうことなのかということを書かせていただいた。ただ、凍結の仕方というのはいろいろやり方があるというご意見であったり、皆さんの思っていたところが、20ページの内容と異なるようなところであったので、その部分は、今いただいたご意見で修正をしていく考えである。

(金委員) 前回20ページのイは全て削除ではなかったか。私は、皆さん合意で文言を削除だと思っていたのだが、違うのか。

(岩永委員) 私も金委員と同じ認識をしていたのだが。

(矢嶋会長) 前回の審議会では、まだ削除するという決定までは至っていなかったと思う。前回削除と決まったのは違う箇所、11ページ以降の「ヘイトスピーチに関する議論及び審議経過」については削除すべきだということで一致していたが、20ページに関しては、まだ結論は出ていないので意見の一致をみたということにはなっていないかと思う。今、金委員から前文のところは削除すべきではないかというご意見があったが、金委員はどここの部分が該当するか。

(金委員) すべきではないかというより、議事録のようなことだから、削除してもよいのではという意見があったと思う。それで削除としたことを、なぜ私と岩永委員がそう理解していたのかが不思議だが、皆さんはいかがか。そのイの部分、下3行を残して削除となったと思ったが、覚えてないか。

(矢嶋会長) 先ほど申し上げたように、前の部分に関しては削除ということで処理もしているのだが、これに関しては、あくまで8月27日時点では、20ページの3行目まで審議したということで、4行目以降に関しては次回つまり本日審議するということがだったので、削除するということが一致はしていないと思う。

(金委員) 岩永委員は、どういう経緯か。

(岩永委員) 経緯を書く必要はないといったのは、勝手に勘違いしていたかもしれない。

(金委員) 私も同じ勘違いか。

(矢嶋会長) 改めて意見を伺ったということで、イに関しては、お二人は多分削除すべきだという意見だと思うが、ほかの委員の方いかがか。

(工藤委員) 私も、このイのところのその前段の部分の経過が削除になったので、当然に、このイのところの上から17行目くらいまでは削除すべきだと思う。要するに、金子委員も言っていたが、かなり主観的な文章になっているし、決まったことしか書かないというのが答申の中身である。確認されたこと以外書くべきではないと、私は思っている。具体的に言うと21ページのところに確認された内容があるが、そこはきちっと書く。前段の部分は、会議録等見れば分かるので、これ全面削除してよいと思う。それから、下から4行も色々誤解を生みかねないのでこれも削除する。もし一文入れるのであれば、答申においては次の案を示すことにしたと、それからこの案を踏まえて条例の適用を検討されたいということぐらいにしておいて、それ以外の経過部分については全面削除して、決まったこと、確認され共通認識を持ったこと以外には載せないということとした方が私はよいと思う。

(矢嶋会長) 確認だが、工藤委員の提案は先ほど17行目までと言っていたのだが、20ページで残す文章はどここの箇所になるか。

(工藤委員) 20ページの「イ 対象範囲・強度について」の次の行から17行目の「やむを得ず」までと、下から4行目の「なお」以降を削除する。ここに一文入れるのであれば、答申においては次の案を示すこととしたということくらい書けばよい。

(金子委員) 20ページのイは、全面削除でよいのではないか。それで先ほど工藤委員が言ったように、答申、審議会委員としては差別的言動については、次のような案を作成したということを頭の方に少し書いて、21ページの内容を書くだけでよいのではないか。

(工藤委員) そのとおりである。

(矢嶋会長) 今、イに関しては全面削除で以下の案をというような言葉だけでも挿入するという
ことだが、他の委員の方はいかがか。

(竹村委員) 私が言った内容についてここに書かれているのかなと思うところがあるが、行政
刑罰については、罰則については慎重になるべきだというのは、一つ私が前から申し上げ
たことだと思うが、それまでに啓発や、あるいは、命令・勧告とかで、そういう人達に自
制する力をつけてもらい、そしてこの行政刑罰については、慎重になるべきというのは、
その案を出していただいて、一応、私は賛成したが、罰則の適用は二～三年程度凍結する
こともあり得るというのは、そういうことも収まってきて、市長が判断することだと思う
が、甘いと言われるかもしれないが、そういうこと極力避けて、そして適用すると。凍結
ということもあり得るっていうのは、これは二～三年、私の理解では二～三年そういうこ
とが極端なことで収まってくれば、私はあえて適用する必要もないのではないかと思う。
だから、その辺の含みも入れていただくような形で、意見の中にどこかで入り込めるよ
うなことであれば、私は賛成する。

(金子委員) 今のご意見は、罰則の適用には凍結もあり得るということを書くところ、なぜそ
ういうことがあり得るのかという理由を付記する中で示せばよいかと思う。まずこの案が
書いてあって、項目をまた一つ作って、その罰則の適用についてとか、罰則の凍結につい
てというような項目を一つ起こして、今おっしゃられたようなことを、つまり罰則の適用
というのは極力避けるべきであって、しばらく教育・啓発等の効果を見してみるべきではな
いかという意見があったので、罰則については二～三年程度凍結することもあり得ると。
そのことについては、市長におかれては、検討されたいというような流れにしておけばよ
いのではないか。凍結案は私が言い始めたが、私も凍結案はなぜ凍結した方がよいのかと
いう理由はやはり書いておいた方がよいと思う。

(矢嶋会長) 竹村委員、どこかで書き込めれば、ということか。今の金子委員の提案はいかが
か。

(竹村委員) 今、金子委員が言われているそのとおりなので、そういう意味が含まれていれ
ば、文章に上げるかどうかということはまた別にしても、私はそれが共通理解というか、
理解はできないのかもしれないのだけれども、私の意見としてどこかに入り込むのか、そ
れとも、結論としては、これで私はよいと思うが、そういう余地も残しておいていただき
たいと思う。

(工藤委員) 私も従来から言っているように、最初から罰則適用せよと言っているわけではな
い。だから、できることをまずやりましょうということである。それが、どうしてもな
く行き詰まって相手も言うことを聞かないということがあれば、そこは罰則を考えましょ
うと従来から主張してきた。その過程でヘイトスピーチが止まれば、条例で罰則を設けて
もそのまま適用することはないかもしれない。先ほどの議論と同じである。悪質なヘイト
スピーチ等について対応しましょうということである。その前段ではもちろん人権教育、
人権啓発、行政指導、公表とか様々な手続が入ってくる。それをきちっとやりましょ
うと、最終的に悪質なヘイトスピーチにどう対応しましょうかということをも主張しているの
で、今、竹村委員の言った意見については含まれていると私は思っている。

(矢嶋会長) 今の意見をまとめると、20ページのイの前文に関しては全面削除する、ただ、
罰則適用に関しては新たに一項目設け、まずは教育・啓発を実施し、その効果を見た上

で、という文言を加えるということだったと思うが、事務局何か応答あるか。

(事務局) この内容を書かせていただいたところは、いろいろな意見をいただいている中で、最終的にまとめた時には、このような形になったというところで、意見が一つではなかったということを示しておく必要があるという認識の中で、このように示させていただいた。皆様からご意見いただいたような形でまとめさせていただきたい。

(矢嶋会長) その他、20ページ、21ページに関して意見のある方はいるか。

(工藤委員) 今のヘイトスピーチに関する議論が具体的に始まったのは昨年3月23日の審議会からで、当時、差別に基づく憎悪的言動についての対応策について具体的に提起された。審議会で議論した結果、その事務局案については撤回ということになった。この内容については市長も、結論誘導するような形で申し訳ないということを示した経過がある。昨年の9月24日第2回審議会で、師岡弁護士と桧垣准教授にヒアリングを行った。その後いろいろな議論を経て昨年の11月21日の第3回審議会に答申の骨子(案)が出てきた。それに基づいて議論していると思う。その間、いろいろ議論があったが今年の6月28日の第4回審議会で、細かいこともあるので、小委員会を設置して、中身をきちんともう一回整理検討するというので、会長と私と金子委員と辻委員と事務局で小委員会を設置した。それを受けて、7月15日の第5回審議会、今出ている案が報告された。そこで、各委員のいろいろな意見が出て、委員の意見を受け入れて、満場一致全員賛成で、今出ている案が確認された、そういう経過がある。その経過を事務局としてもきちんと認識してほしい。

その上での意見だが、この20ページの削除された考え方について、いろいろな意見が出て議論が紛糾してもめた結果、どうしようもなく今案にしていると、いろいろなことが書かれており、したがって意見はまとまっていなかったということも書かれていて、これは先ほどの意見を伺いたい事項にもあったかと思うが、そうではなく小委員会の報告は一つの案であり、先ほど話した案の内容が両論併記ということであり、小委員会の案として提起されている。この辺も経過を認識してほしいと思う。だから先ほど金子委員も話したとおり、消極的ではなくてむしろ積極的に、ヘイトスピーチをどうやってどうすれば規制できるのかということについて議論した結果の案なので、積極性を持った案だと私は理解している。今後、議会等の中でも、議員から質問等があるかもしれないので、是非どうしようもなくできた折衷案ではなく、これはかなり積極性を持った案として示されている両論のところは、市長が判断するのだということ強く強く私は言ってほしいし、私も機会があればそういう意見を申し述べたいと思っている。

(矢嶋会長) 21ページに関してはよろしいか。

(事務局) 先ほどの議論の中で、凍結の方法はいろいろあると意見をいただいたところだが、凍結の方法という考え方をいくつか示していただけるとありがたい。

(矢嶋会長) 金子委員にお願いしてよいか。

(金子委員) それこそ立法技術的な問題なので、どういう凍結が可能かということはむしろ条例案を作る時に考えただけであればよいと思っており、あまり答申の中でそれに触れることはどうなのかと思う。まず罰則規定だけは作っておいて施行日を別に定めるという形にしておき、施行日を定める時に何年か後に、第三者機関の意見を受けた上で、市長が何年か後を目処に別にその施行日を定めるといったような形でもよいと思う。あるいは、何年か後

にも施行する、つまり三年後の何月何日に施行するというふうに書いておいてしまって、ただし、その第三者機関の意見を受けた上で、市長がまた別途、その施行については検討し直すというような形で定めておくというような手立てもあると思う。いくつかのやり方があると思うが、そこまで細かいことをこの答申の中に書く必要はないのではないかと私は思う。

(矢嶋会長) それでは20ページ、21ページに関して、これで終わりとさせていただきます。

(2) 答申(案)について(11及び13)

(矢嶋会長) 各委員に意見をいただきたい。

(金子委員) 新しくできる第三者機関は、人権委員会という名称(仮称)というにすることで意見は一致したので、人権委員会とこの後は言うが、人権委員会のほかに審議会は残すということではよかったか。記憶が曖昧であるが。

(事務局) 審議を残すということになっている。

(金子委員) そうするとこの見直しに当たっては、どちらの意見を聴くことにするかというのは少し考える必要があると思う。審議会と人権委員会の両方の意見を聴くということもあり得ると思うし、どちらかということもあり得ると思う。職務内容の分担的なことから言えば、審議会になってくると思うが、その場合には旧案の審議会の意見を聴くこととしてよいが、この辺は他の委員の意見も伺って考え直した方がよいかと思う。

(矢嶋会長) 条例の見直しに当たって意見を聴くのが人権委員会なのか、審議会なのかという点は、いかがか。

(竹村委員) 確か、人権施策審議会の方は、これは決まっていなかったかもしれないが、委員長が人権委員会の方に参加するという話だったと思う。私も金子委員が言われたのを聞いてぱっと思ったが、やはりここは審議会なのかなって感じもしないことはない。見直しは審議会がやるのではないかと思うのが私の意見である。

(矢嶋会長) 前回、人権委員会の委員長が審議会に入るという意見が確かにあったので、そのとおりだと思う。

(工藤委員) 前回は、第三者機関としても、市長に対して政策の立案、政策等について提起すべきではないかという僕の意見に対して、第三者機関の責任者、委員長が、審議会の中に入ることを一つの方法として、その辺で反映されるのではないかということだったと思う。審議会の方で提起するとなるかと思う。ただし、第三者機関の意見は、申し立てることができるというような対応をすべきと思う。

(矢嶋会長) 今のご意見は両方併記しておくべきだということか。

(工藤委員) 基本的には審議会提起すると。ただし、審議会に対して第三者機関の誰かが入って行って、第三者機関の意見も審議会に反映されるという議論の流れではなかったかと思う。

(矢嶋会長) 基本的には審議会となっていてよろしいか。ほかの委員の意見はあるか。

(岩永委員) まず条例の見直しは審議会に任せて、そして、その中からプロジェクトチームを作るとか、それで人権委員会、まだ決定ではないけれど、委員会の現場の意見もちゃんと聴いてということなので、まず審議会かと思う。だから最初の方がまだよいのかと思う。でも人権委員会とちゃんと出た方がよいような気がする。

(金委員) 私は、条例の見直しは、人権委員会の皆さんに意見を聴きながらやると思っていたが、審議会なのか。

(矢嶋会長) 金委員に確認だが、意見を聴くというのは、人権委員会が条例の見直しを行うということか。その趣旨はどういうところか。

(金委員) 審議会は、今、私たちがこのいろいろな現場の方達と意見を言い合っているいろいろな形の人権を考えて意見を言う場であって、そこに人権委員会の委員長が入って意見を吸い上げて、大きなこのルールというかその見直し状況は、人権委員会が決定というか意見を言うことかと思ったのだが。

(金子委員) 人権委員会は5人しかいなくて、しかも法律判断をするようなところで法律家が入っていて、必ずしも当事者とは言えないわけだが、人権施策審議会の方が我々のように、研究者もいるし、当事者もいて、人数もこの審議会の場合は9人もいる。その大きな制度の見直しをするのは審議会に任せて、これが差別なのかどうかというようなことを判断するのは人権委員会です。そういう役割分担なので、制度の見直しは、やはり審議会の方が役割分担としては合致している。ただし、その人権施策審議会の中には、人権委員会の委員長が入るから、当然人権委員会の意見は委員長を通じて審議会に反映されることになる。先ほどから我々が審議会の方がよいのではないかとやっているのは、そういう趣旨で、意見が入りやすいのは審議会の方になる。当事者の意見が入りやすいのは、審議会の方である。

(金委員) 役割分担まではそのとおりで、そこまでは理解が同じだったと思うのだが、だからこの条例の見直しを人権施策審議会がするのか。

(金子委員) 見直しについての意見を言うということである。

(金委員) 分かった。

(工藤委員) 意識調査のところで、(1)の前文のところに、「以下の調査を定期的に行い」とあるが、定期的というと、漠然としてかなり何もしなければよいという感じになる。ある程度、三年なら三年、五年なら五年と、きちんとやはり年を区切って、例えば、三年に一回定期調査を行う、意識調査を行うということをし少し入れた方が、区切った方がよいと思う。何も入れないと、何もしないという事態にもなるので、そうではなくこういうことでやるということを表示するためにも、三年か五年か、それはきちっと入れておいた方がよろしいかなと思う。

(金子委員) 意識調査は、ある程度定期的になってくると思うが、実態調査は、何に着目して実態調査を行うのかというのは、その時の社会状況、例えばヘイトスピーチが非常に注目された時には、ヘイトスピーチに対する実態調査を行うことが必要となってくるので、実態調査と意識調査を分けて、意識調査は何年か一度、定点観測のような形で実施し、実態調査は臨機応変にという形でよろしいかと思うがいかがか。

(工藤委員) 金子委員の意見に賛同する。意識調査は、全体の意識を把握することなので定期的にやるべきと思う。

(金子委員) 事務局に何うが、意識調査は現段階では何年に一度行っているのか。

(事務局) 意識調査は、人権施策推進指針の改定の際に実施したが、その時一回実施して、それ以降はやっていない。相模原市についてはその一回きりであって、その前後では確か実施していないように記憶している。

(金子委員) 三年に一回か五年に一回かというのは、他自治体も参照しながら、三年か五年というふうに思うが、横浜市の場合は多分五年に一回ぐらいであった気がする。その辺はできる範囲で、最短三年、最長五年ぐらいの間に事務局でご検討いただければと思う。

(事務局) 以前調べたところによると、おおむね五年が多かったと思う。本市については、この条例の審議をしているので、この条例ができたなら実施することになるかというところがあるが、例えば国の世論調査やほかの資料を見ると五年というところが多かったと記憶している。定期的に条例で実施すると決まれば今後実施していくのかなというところである。

(金子委員) 今ここで言うべきことではないが、蛇足的に話をさせていただきたい。意識調査について、いろいろな自治体の意識調査の分析を請け負ってやっていることがあるが、質問項目が非常に曖昧で何と答えてよいのか分からないような質問項目が多かったり、社会学的な調査として非常にレベルの低いものはっきりと多いので、是非相模原市は質の高い人権意識調査をやっていただきたいと思う。そのためには、人権施策審議会や人権委員会とも是非コラボレーションしていただきたい。答申とは関係ないことだが。

(矢嶋会長) 他にご意見あるか。三年か五年かに関しては他自治体では五年が多いということだが、事務局にその点はお考えいただくということでまとめていただきたいと思う。他に意見はあるか。

(工藤委員) 書くのであれば、五年を目途にとか、五年以内に必ず行わなければいけないというニュアンスが出るような形で書いたらどうか。予算との関係も絡むことでもあるし、金子委員のような専門家の意見をもう少し聴いて対応したらどうかと思う。

(事務局) 先ほどの条例の見直しのところの審議会等のところであるが、前回の審議会において、条例の見直しの方策として、例えば先ほどおっしゃられたとおりの人権委員会の委員長が人権施策審議会に入って意見を表明するというのが一つの方法としてあった。それとは別に、人権委員会が意見表明権を持って意見を表明していく、実際の条例に基づく手続をしていく時に、何か意見を申し出る、意見を表明できるようにしていくという二つがあったかと思い、どちらに決まったわけではないと思う。そちらについては人権施策審議会に修正をするということであったが、そういった人権委員会の意見表明とかのバランスからしてここには書いておかなくてよろしいか。

(金子委員) 私はここには特に書いておかなくてもよいかと思う。人権委員会が必要に応じて意見を表明することがあるかもしれないが、ここには特にそのことについて特記する必要はないかと私は思う。

(金委員) 前回の話だったと思うのだが、24ページのところで、もし人権委員会という名前になるとしたら、委員会の組織とか、機能とか目的、役割などを明記するようなことがメモしてあるが、これについては話は終わったか。もう一点は、13番の後、14番に市長に対する要望を書くという意見があったと思うのだが、それは今後議論にはなるのか。今の質問は、前の質問と少し違うのだが。

(矢嶋会長) 一点目は、第三者機関の設置に当たっては、意見表明権を持たせるということに関してということよろしいか。

(金委員) それにちなんで、多分、その辺りで話が少しあったのかと思っている。

(矢嶋会長) 意見表明権そのものではなくて、金委員が今問題とされているのは、第三者機関

のどういう機能か。

(金委員) 今、事務局は、13番の後にそれを明記するとかおっしゃったのだと思うが、以前24ページの12番を議論した時に人権委員会のそういう力というか、そういう役割とかいうことをしっかり明記したらどうかということが話されたと思っている。だから多分そちらのところで明記してもよいのかなと思う。

(矢嶋会長) 12番の第三者機関、人権委員会の機能について整理してきちんと書いておけば、特にこの13番で事務局が心配するように書かなくてもよいのではないかという意見ということでよいか。

(金委員) そうである。

(矢嶋会長) 市長の話は、また別の話でよいか。

(金委員) それは13番の後で、14番という項目を付けて市長に対する要望というニュアンスのことを、ちゃんと人権施策審議会が要望する事項として残すという話が以前あったのだと思うのだが、それについて覚えているのは私だけか。

(事務局) 金委員のおっしゃっている内容については、前回若しくは前々回のこの今お渡ししている資料を審議していただいている中で要望項目を追加するという話があったと記憶している。今この資料を一通り終えるということで審議していただいております、資料自体の審議の中で出てきた話なのでまだ反映はしていない。けれども、答申の修正案を別途作っているが、その中で反映する予定でいる。なので、この今の資料の中ではまだ出てきていないが、そういった項目が追加される予定で今作業を進めている。

(矢嶋会長) 金委員よろしいか。今作業中であるということで、これはあくまで前の段階の資料となる。あとほかにいかがか。それでは答申(案)に関しての全ての審議を終えることができた。本日の意見を踏まえて答申(案)の修正について今後の進め方を諮りたい。事務局からどうすべきか最初に説明いただきたいと思う。

(事務局) 7月29日、8月27日及び本日の審議会でもいただいたご意見を反映した答申(案)を作成し、もう一度審議会を開催して、委員の皆様で内容を確認して最終的な確定にしたいと考えている。次回の審議会までに14番も含めた答申(案)を作成させていただき、内容については、メールや郵便等で確認させていただきながら、最終的なものを作り上げていきたいと考えている。

(矢嶋会長) 事務局からの提案について何かご意見ある方はいらっしゃるか。

(金子委員) メール等で確認しつつというお話があったが、答申の最終案を最後の審議会の前にメールで委員に送って、それについて委員から意見を聴くということか。どの段階でメールでの情報提供があるのか。

(事務局) 最後の審議会の前に本日までいただいた意見をまとめさせていただき、意見をいただく。審議会の前に確認をしておいていただければと思っている。そのやり取りの中で意見いただいたものは、次のその最終的な審議会の中でもこういう意見があったというところで最終的な調整ができればよいと思っている。

(金子委員) 何を懸念したかと言うと、個別にメールを送って委員から個別に意見を受け付けるとなると、そこでまた議論が少しごちゃごちゃになるので、メールであらかじめ答申の最終案の原案を出していただくのはもちろんよいのだが、それについての意見についてはやはり全員がいるところで受け付けて全員でその場でもんでいく方がよいかと思うのだ

が、皆様のご意見いかがか

(矢嶋会長) 今の件について、委員の皆様のご意見いかがか。金委員は賛成とのことだが。

(工藤委員) 調整が必要な場面が出てくると思う。意見がもう少し理解できない部分であるとか。対立することはないだろうが、まさかこういった事態になった時にどうすんだということがあるので、やはり案は早めに出してもらって議論を皆がいる前でやらないとなかなか調整がつかない場面が出てくるような気がする。金子委員の言ったとおりである。もう一つ言いたいのは、タイトルというか条例の名称だが、条例の名称は、今、仮称となっているので、ここで審議会としてもこういう名称の条例を作ってほしいのだということを、これもどこかで確認しなければいけないので、それを含めて少し皆の中で議論が必要かと思っている。

(矢嶋会長) 辻委員からの賛同の意思が表明された。全体の調整は、一堂に会してということで事務局よろしいか。条例のタイトルについては、皆さんにメール等で候補を出していただいて一堂に会した場で協議決定ということでよろしいか。

(事務局) 承知した。完成次第、皆様には提供させていただき、進めていければ考えている。

(矢嶋会長) それではその他何かあるか。

(金子委員) 金委員が先ほどおっしゃった、市長への要望事項という項目を新しく起こしたのかどうかという話はどこで審議するのか。

(矢嶋会長) それはもう既に意見をいただいて、今、事務局で追加した案を作っているところだと思う。

(金子委員) 要望事項について我々の方からの意見はまとまっているか。

(矢嶋会長) 事務局、今作業いただいている市長への要望事項について、どのようなものが上がっているのかを皆さんに示すことはできるか。

(事務局) 審議会の要望事項について、国に対してヘイトクライムに関する法律を制定するよう働きかけを行うことということで考えている。

(金子委員) 分かった。金委員はそれでよろしいか。今はその一つだということだが。

(金委員) その一行でよいのか。もう少し要望しておいた方がよいのではないか。ほかの委員の方々はどうか。きちんと声明を出してほしいとか、判断を委ねられたときに判断してほしいとかは要望に入らないことなのか。私はそういう類のものを考えていたのだが。

(矢嶋会長) 事務局としては、国に対してヘイトクライム法の制定を主として発信せよという一項目ということだが、金委員はそれにとどまらないのではとのことである。委員の皆様いかがか。

(金子委員) この答申に基づいてしっかり検討してくださいということは答申を市長に提出するときの鑑文のようなものには書かれると思うので、今、金委員がおっしゃったようなことは書かれるのだが、答申の本文の最後の方に書いておくというのもあり得ると思う。もう一点だが、最近国連の障害者権利委員会から日本政府に対して最終見解が出され、その中でしっかりと国内人権機関、人権委員会のようなものを作れということが勧告されたが、これは今まで何度もあらゆる人権分野について、女性でも子供でも自由権規約、社会権規約でもずっと言われていることなので、ヘイトクライムに関する法律を作るだけではなく、国レベルでもちゃんと国内人権機関、人権委員会を作りなさいと、検討すべきで

はないかということを書き込んでおいてもよいと思う。

(矢嶋会長) 今の金子委員の発言について私も一つ思うところがあって、先日、国連障害者権利委員会で障害者権利条約に関する日本の審査が行われ、総括所見が出された。その中で、津久井やまゆり園事件は非常に重視され、日本が本事件への対応を怠っており、その責任を果たせと繰り返し指摘されている。この条例の中でも、特に優生思想であったり、差別であったり、人権教育・啓発という面からこの事件が重視されているということ、前文の辺りでもう少し更に書き込むべきかと思っているので、私としては加筆させていただければと思う。また、市長に対する要望について、鑑文できちんと市長としての責任を果たせというようなことを書くし、それから金委員のおっしゃったように、最後の14番の新項目の中でも両方書くという金子委員の意見もあったが、それ以外市長に対して何らかの要望項目としてこれは書き込むべきだというものはあるか。

(工藤委員) 金子委員の先ほどのところとリンクするが、国内人権機関を設置せよということとリンクして、日本に差別禁止法というものはなく、今考えている相模原市の条例は差別禁止条例に近い。したがって、日本でも人権法、差別禁止法的なものを作るべきではないかということ、これを国に要望せよということは一緒に触れてもよいのではないか。

(金子委員) 今、工藤委員がおっしゃったことは、人権委員会とセットでよいと思う。つまりこの二つは分けられないので、しっかりとした人権法、差別禁止法を作りその法律にのっとって国内人権機関を作るべきというふうにセットで要望するのがよろしいかと思う。

(矢嶋会長) 事務局よろしいか。他に委員の皆様からご意見あるか。

(事務局) 先ほどの要望項目の最終的な確認をさせていただきたいと思うが、今あった差別禁止法の話と国内人権機関の話、それについてセットでよいのではないかという話があったので、その点が一項目と、あと一項目が鑑文にも記載するが、答申に基づいて施策を着実に確実に進めること、そういった形のものを記載するというところでよろしいか。

(金子委員) ヘイトクライムについては。

(事務局) ヘイトクライムに追加してその二項目を追加するというイメージでよろしいか。

(金子委員) よいと思う。

(矢嶋会長) あと、事務局よろしいか。

(事務局) 議論が少し戻って恐縮だが、第三者機関の部分で伺いたいことが一点ある。どのように書くといった意見ということではなく、人権委員会と人権施策審議会との役割ということで二つの組織を持つということが内容になっていると思う。その中で、人権委員会の役割なり設置の部分だが、人権委員会というものは、一応その組織として附属機関として設置をしていくという考え方でよろしいか。その附属機関として設置をするに当たって、地方自治法の中で附属機関を設けることができるという規定がある中では、「審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる」とされているが、その中で、実際、その人権委員会の役割として、一つ、救済をするという役割が出てくるとしている。その救済の役割の中身としては、以前の金子委員の発言だったり日弁連のホームページを見た中で、おそらく国の方の話だと思うが、人権委員会は裁判所の代わりになるような役割を持つということが少し書いてあったり、金子委員の発言としてもあったが、そのような役割を自治体の中で附属機関としての役割として持たせることは特段可能だという考え方でよろしかったのかということ、伺いたい。

(金子委員) 私の意見を申し述べれば、救済権限のその権限を持っている人間が誰かということになるのだが、人権委員会そのものが救済権限を行使したり勧告権を行使したり命令権を行使したりということになると、地方自治法上かなり難しい問題が出てきて、あくまでもその権限を持っているのは市長でその市長が権限を行使するかどうかについて委員会に諮問するというのが法律上の建て付けにはなってくるかと思う。しかし、実際には、市長は事実上その答申に従うことになっていれば、実体的には、委員会が救済権限を行使する、そういうような建て付けになってくるかと思うので、諮問機関として置いておく分には地方自治法上何ら問題はないと思う。

(辻委員) おそらく地方自治法の第138条の4のお話をされていると思うのだが、いわゆる憲法などの法律学の教科書でやっている(司法裁判所の最終的な)救済というよりは、今、ここでお話をしている救済というのは、被害者と加害者の対話を促すために、市が、市長が(執行機関の附属機関としての)諮問機関を設けようとしているので、いわゆる憲法の教科書に載っているような司法裁判所が何かしらの紛争を最終的に解決する機関を市長から独立して設置しようとするものではなく、金子委員がおっしゃったような形を踏まえるので気になさる必要はなかろうかと思う。

(矢嶋会長) ではこれをもって令和4年度第8回相模原市人権施策審議会を閉会する。

以 上

相模原市人権施策審議会委員名簿

(五十音順)

No.	氏名	所属団体等	備考	出欠
1	いわ なが りょう こ子 岩 永 良 子	特定非営利活動法人 かながわ女のスペースみずら		出席
2	おお ぬき かおる 大 貫 薫	相模原人権擁護委員協議会		出席
3	かた おか かよこ 片 岡 加代子	特定非営利活動法人 相模原市障害児者福祉団体連絡協議会		欠席
4	かね こ まさ よし 金 子 匡 良	法政大学法学部		出席
5	きむ え よん 金 愛 蓮	さがみはら国際交流ラウンジ運営機構		出席
6	く どう さだ つぐ 工 藤 定 次	一般社団法人神奈川人権センター	副会長	出席
7	たけ むら まさる 竹 村 優	公募市民		出席
8	つじ ゆう いち ろう 辻 雄 一 郎	明治大学法学部		出席
9	や じま り え 矢 嶋 里 絵	東京都立大学人文社会学部	会長	出席